

条例にもとづくあっせん手続き

1 あっせん手続きとは何ですか？

障害に関する差別について、相談した人（障害者、家族、支援者）が相談

機関から助言や調整を受けても改善や解決につながらない場合、あっせん

手続きを申し立てることができます。「障害者の差別の解消を支援する

地域づくり協議会あっせん部会」（以下、「あっせん部会」という）は、第三者的

な立場で当事者の意見を聞き、あっせん案（＝解決策）を示し解決を図ります。

2 あっせん案には従わなければならないの？

あっせん案は、あくまで解決策の「あっせん（勧めること）」なので、合意

できなければ「従う必要はありません。双方があっせん案に合意すれば、

お互いの約束になるので、守らなければなりません。

3 あっせん案に合意できなければ、どうなるの？

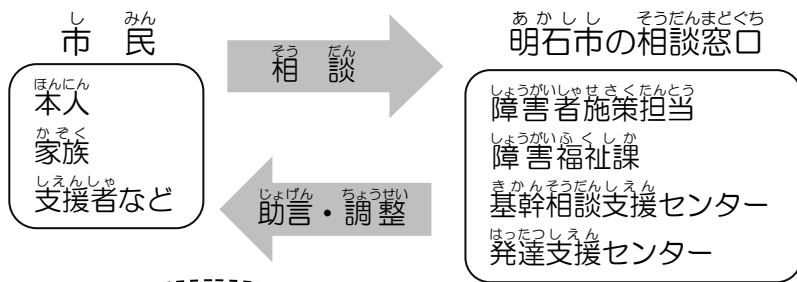
あっせん手続きが不成立になり、終了します。相談や助言、あっせん手続き

中の相手方の態度が悪質な場合（相談員からの調整に理由なく応じない、

あっせん手続きに参加しようとしなない、合意した内容を実行しない等）には、

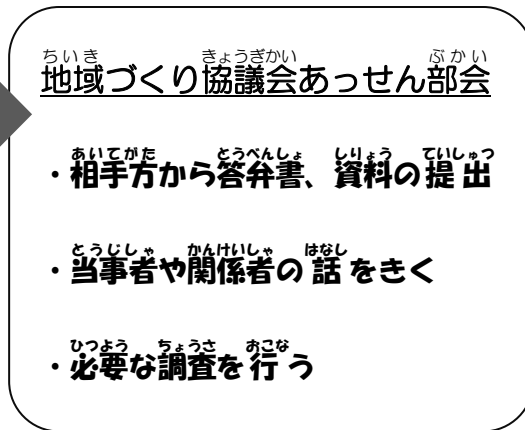
市長が勧告や氏名の公表をすることがあります。

【あっせん手続の流れ】



解決が難しい場合

あっせん申立て



お互いに合意し
解決→終了

合意できず
解決ができない



あいてがた たいおう あくしつ しちよう
相手方の対応が悪質なときは、市長が

かんこく こうひょう おこな
勧告や公表を行うことがある